

京都市交通局管理規程第24号

京都市乗合自動車安全管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市乗合自動車安全管理規程の一部を改正する規程
京都市乗合自動車安全管理規程の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「技術長,」を削る。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)